

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条  
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
  - (a) 新築されたもの
  - (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
  - (c) 新築されたもの
  - (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
  - (e) 新築されたもの
  - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

[ 年 月 日 { (ハ) 新築 (ニ) 取得 } ]

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

取 新 得 築 し 又 た は 者	住 所	
	氏 名	
家  屋	所 在 地	
	家 屋 番 号	番
	取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	1 売買 2 競落

年 月 日

碧南市長